

2016.10.7

SH”U”Nプロジェクトにおける総合評価の算定と評価確定手順（案）

評価原案の作成

- 1) 事務局において、評価対象魚種並びに海域（図1 大海区単位を基本）候補を決定し、評価軸1～4の原案作成担当者を選定する。
- 2) 引用資料・統計報告等を収集した上で、図2に示した総合評価作成の考え方を念頭において、魚種別漁法別漁獲量、対象都道府県毎の漁法の比重、産業構造の違い等を検討する。検討結果を基に、評価対象となる漁法・都道府県のとりまとめ単位を確定する。
- 3) 3)のとりまとめ単位を意識して、各担当者が評価軸1～4について報告書原案を執筆する。
- 4) 評価軸1～4の評価結果を持ち寄り、内容を検討の上で、総合評価案を作成する。

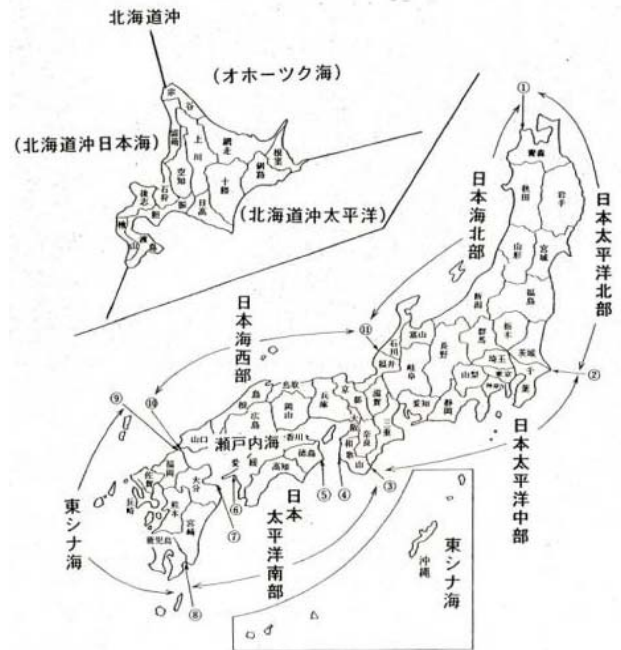


図1 大海区区分

評価項目と評価対象との関係概念案（たとえば5点満点）

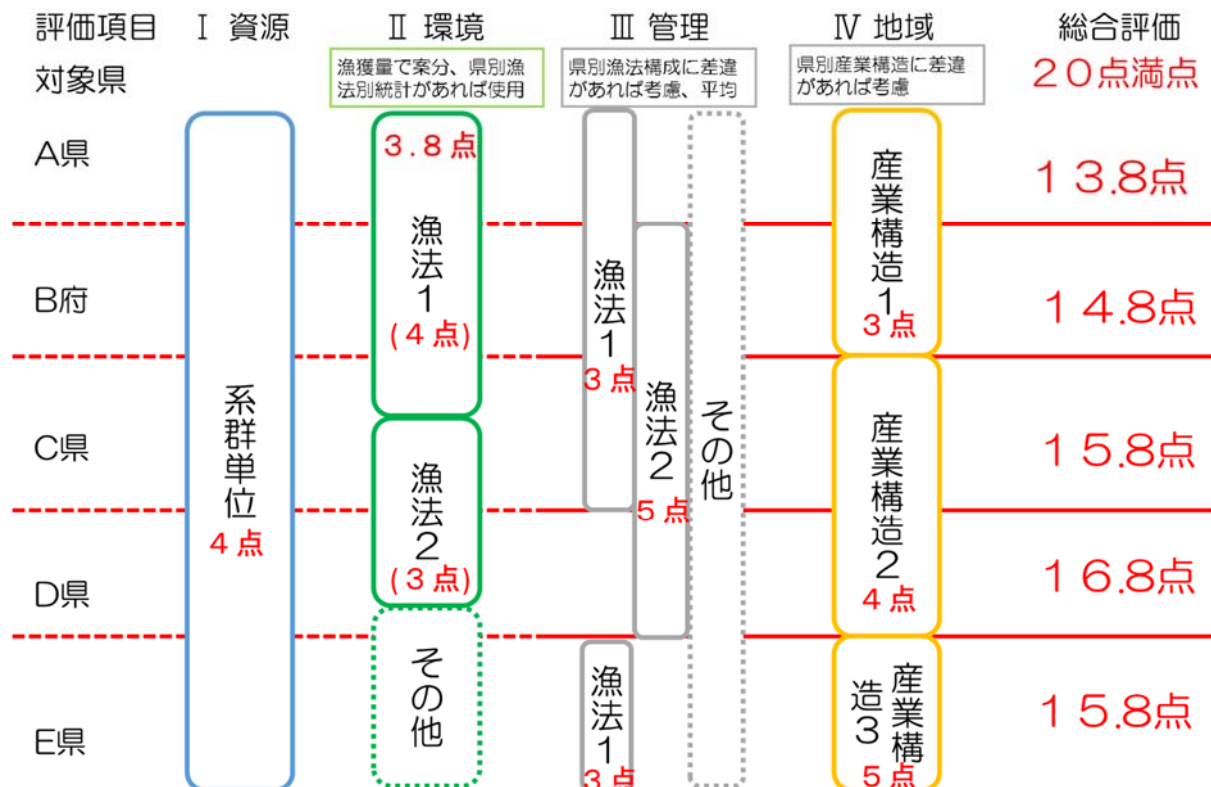


図2 評価軸毎の評価対象と総合点算出に関する考え方

評価案のレビュープロセス

- 1) 事務局内で検討が終了した魚種別評価原案を、パブリックコメントにかけて必要な箇所についての改訂、もしくは対応コメントを作成する。この際、水産機構内関係部署・評価対象県の水産行政機関・評価対象県の漁業協同組合連合会・関係漁業団体には、評価原案を送付してコメントを求める。
- 2) パブリックコメントを受けた改定原案並びに対応コメントを、外部レビュー委員会による審議に付して審議いただき、審議結果による改定等を行った上で、最終評価結果を作成する。
- 3) 最終評価結果の公表をホームページ(スマホアプリケーション)上で行う。